

平成 25 年 10 月 3 日

労災レセ電対応に関するパッチ提供分

1. 労災マスタ追加に伴う対応<ver4.6以降>

労災医科診療行為マスタに以下のデータが提供された事に伴う対応を行いました。

(平成 25 年 7 月診療分以降で対応)

診療行為コード	名 称	金 額
101120050	電話再診料	1,360 円
101120060	同日再診料	1,360 円
101120070	同日電話再診料	1,360 円
101120080	電話等再診料 (同一複数診療科受診)	670 円

1. 診療行為入力

医保同様に、保険に関係なく同日に再診料の算定があれば、同日再診料を自動発生します。
(電話再診も同様です)

2. 請求確認画面

労災自賠保険適用分 (円) 欄の「再診」に該当金額を集計します。

3. レセプト

(1) 診療実日数 . . . 算定日は実日数 1 日としてカウント
します。

(2) 金額 . . . 金額欄の「再診」に集計します。

(3) 摘要欄コメント自動記載

◎101120050 電話再診料

◎101120060 同日再診料

◎101120070 同日電話再診料

・ 摘要欄への記載は省略します。

・ 電話再診回数コメント、同日再診回数コメント、同日電話再診回数コメントを自動記載
します。

記載例) * 電話再診 (1 回)

同日再診 (1 回)

同日電話再診 (1 回)

◎101120080 電話等再診料 (同一複数診療科受診)

・ 複数診療科受診コメントを自動記載します。

記載例) * 複数診療科受診

内科 1日、2日

外科 2日

- ・ 複再算定診療科コメントを同一剤に自動記載します。

(「830000051 複再算定診療科：」のコメントコードが同一剤にある場合を除きます)

記載例) * 電話等再診料 (同一複数診療科受診)

複再算定診療科：外科